

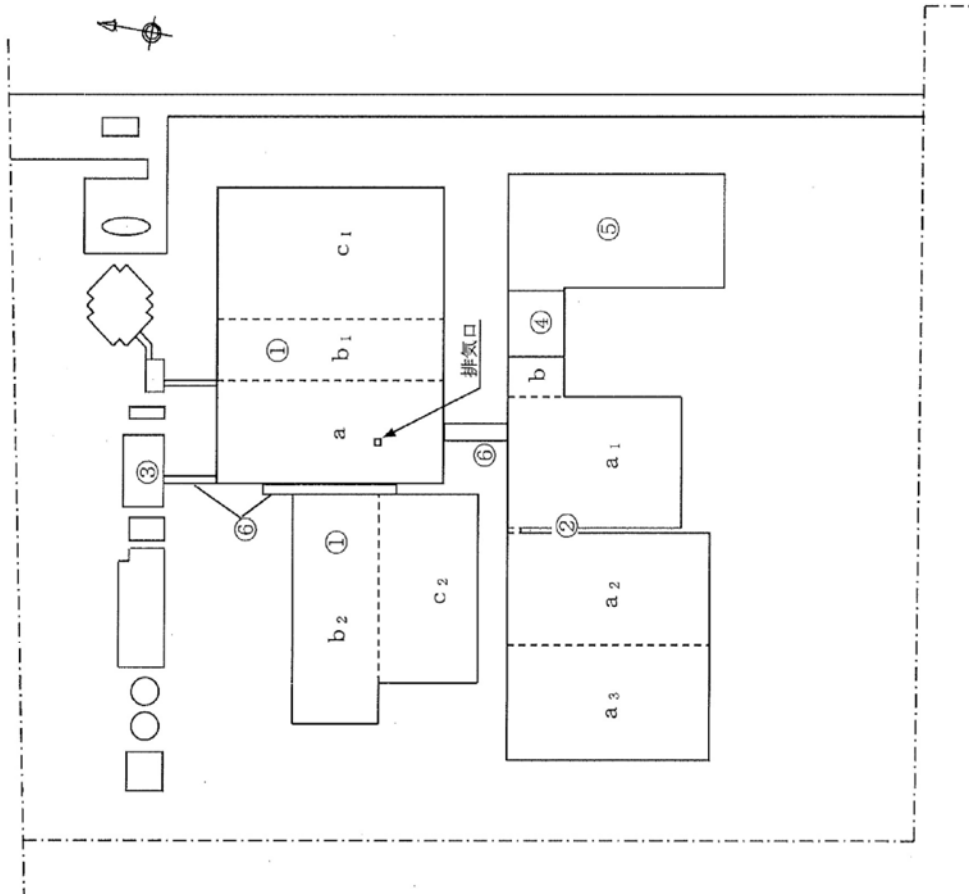
表-15 (1 / 2) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (補助建屋)

前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲	適合を確認するための施設 (設備)	技術基準への適合
設工認技術基準	設工認技術基準に対する仕様	
火災等による損傷の防止	火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備及び消火設備を設ける設計とする。	火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。 (消火設備については、次回以降の申請にて適合を確認する。)
地震による損傷の防止	各建物間のクリアランスの妥当性	隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
外部からの衝撃による損傷の防止	降水：敷地内の排水設計等により、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。	降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200 mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3)
	落雷：重油・軽油を取り扱う設備・機器を収納することから、火災の発生を防止するため、消防法に基づき日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	落雷：補助建屋は、直撃雷に対し、重油、軽油を取り扱うことから、火災の発生を防止するため、消防法に基づき日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。(図-5)
人の不法な侵入等の防止	本施設の周辺には立入制限区域を設定し、区域境界には十分な高さを有したフェンスを設け、人の不法な侵入が困難な構造となる設計とする。	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認する。)
	本施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件が持ち込まれることを防止するため、出入管理装置を設けるとともに、 XXXXXXXXXX において目視点検を実施する設計とする。	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認する。)

表－ 1 5 （ 2 / 2 ） 前回までの申請（ 1 次、 2 次申請）にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認（補助建屋）

前回までの申請	（ 1 次、 2 次申請）にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲	適合を確認するための施設（設備）	技術基準への適合
<p>設工認技術基準</p> <p>安全避難通路等</p>	<p>設工認技術基準に対する仕様</p> <p>建屋の人の立ち入る区域から出口までの通路、階段を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p>	<p>・安全避難通路等設備</p>	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）、非常用照明（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－ 6）</p>
<p>通信連絡設備</p>	<p>設計基準事故時等において、本施設の各所の者へ退避の指示及び作業の指示を行うために多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する設計とする。</p>	<p>・安全避難通路等設備</p> <p>・通信連絡設備</p>	<p>（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認する。）</p>

番号	施設名	申請対象
①	ウラン濃縮建屋	
	a 中央操作棟	○
	b ₁ 1号発回均質棟	○
	b ₂ 2号発回均質棟	○
	c ₁ 1号カスケード棟	○
②	c ₂ 2号カスケード棟	○
	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	
	a ₁ Aウラン貯蔵庫	○
	a ₂ Bウラン貯蔵庫	○
	a ₃ ウラン貯蔵・廃棄物庫	○
③	b 搬出入棟	○
	補助建屋	○
	Aウラン濃縮廃棄物建屋	○
	使用済遠心機保管建屋	○
	渡り廊下	○



図－１ 敷地内配置図

番号	室 名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号薬生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号薬回収均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₂ 電源室
⑪	2号UF ₂ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天秤室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)※
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(手洗廃水ピット蓋)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	ホットランドリー室
㉑	放射能測定室
㉒	輸送通路
㉓	予備室
㉔	液体窒素貯槽室
㉕	除染ハウス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマス室
㉜	2号Qマス室

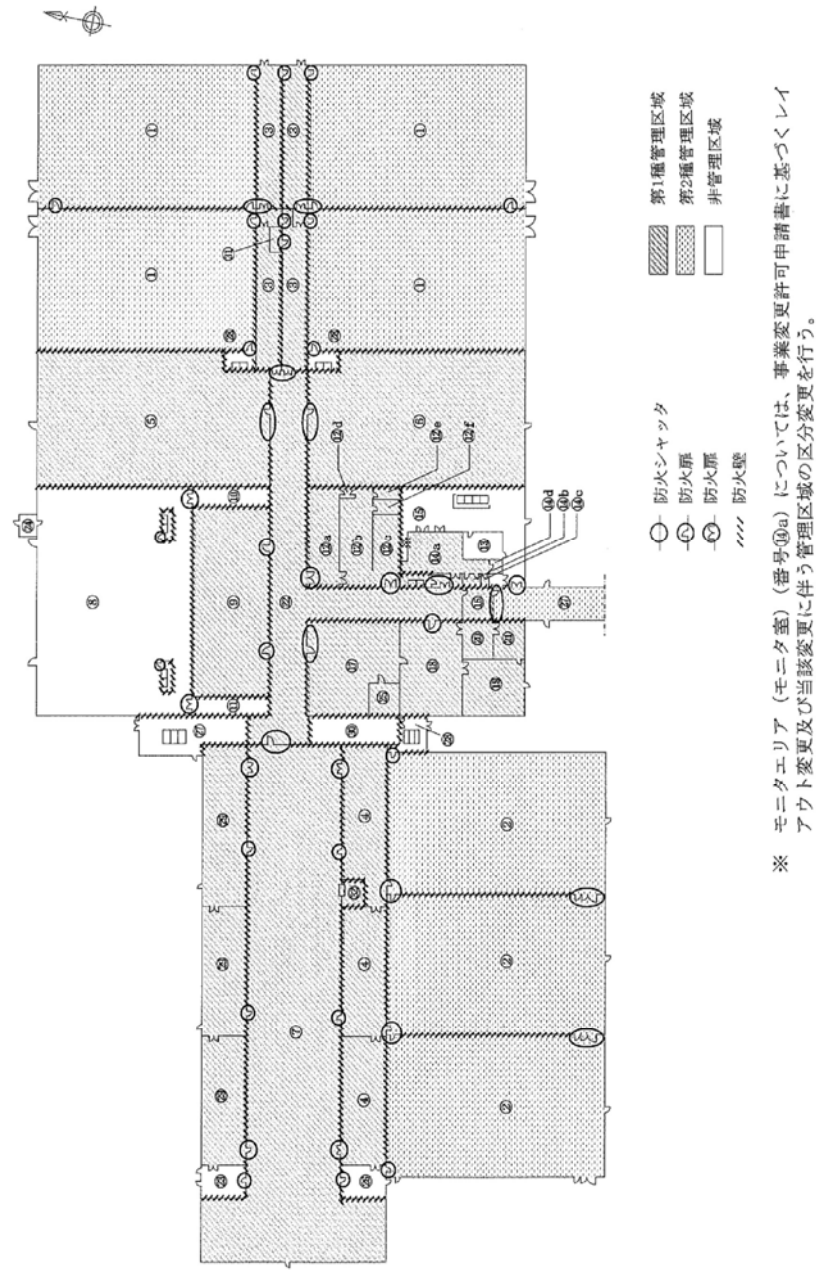


図-2 (1 / 3) 管理区域区分及び防火区画等 配置概略図

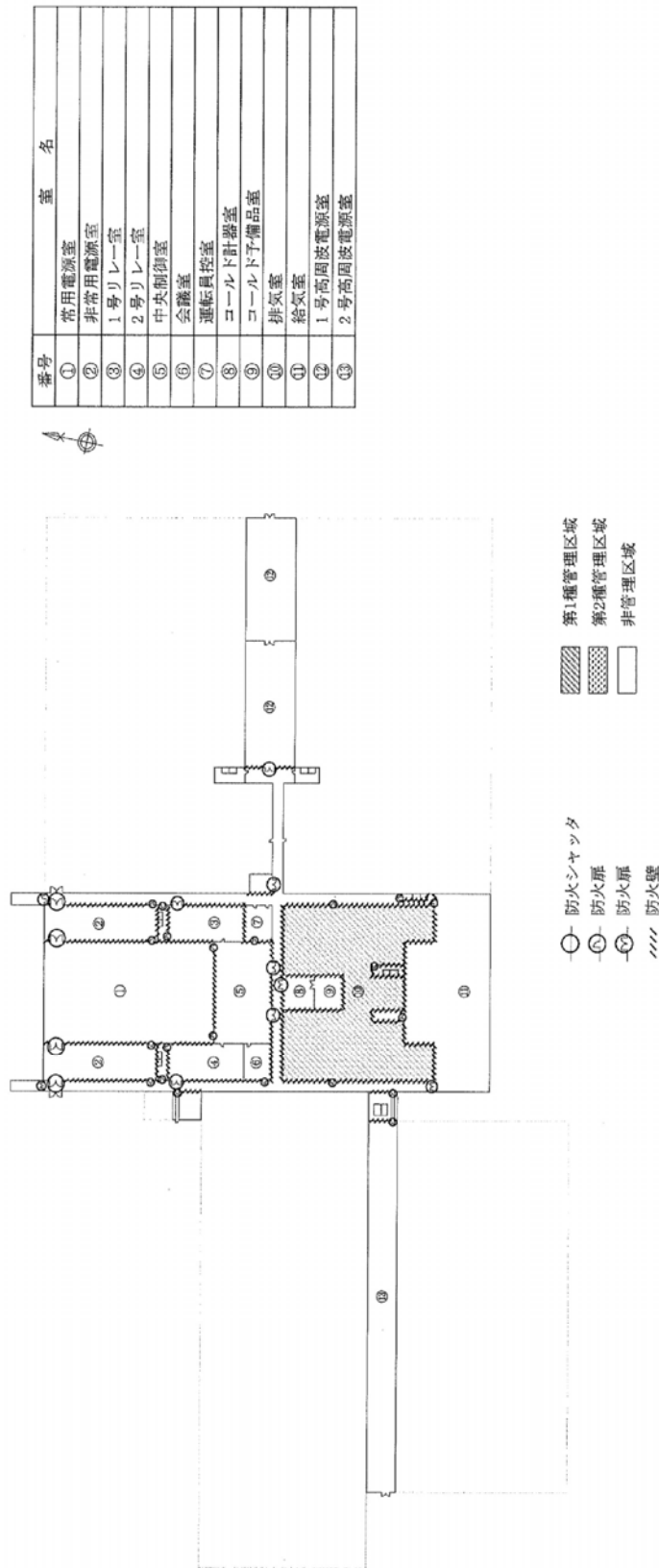


図-2 (2/3) 管理区域区分及び防火区画等 配置概略図

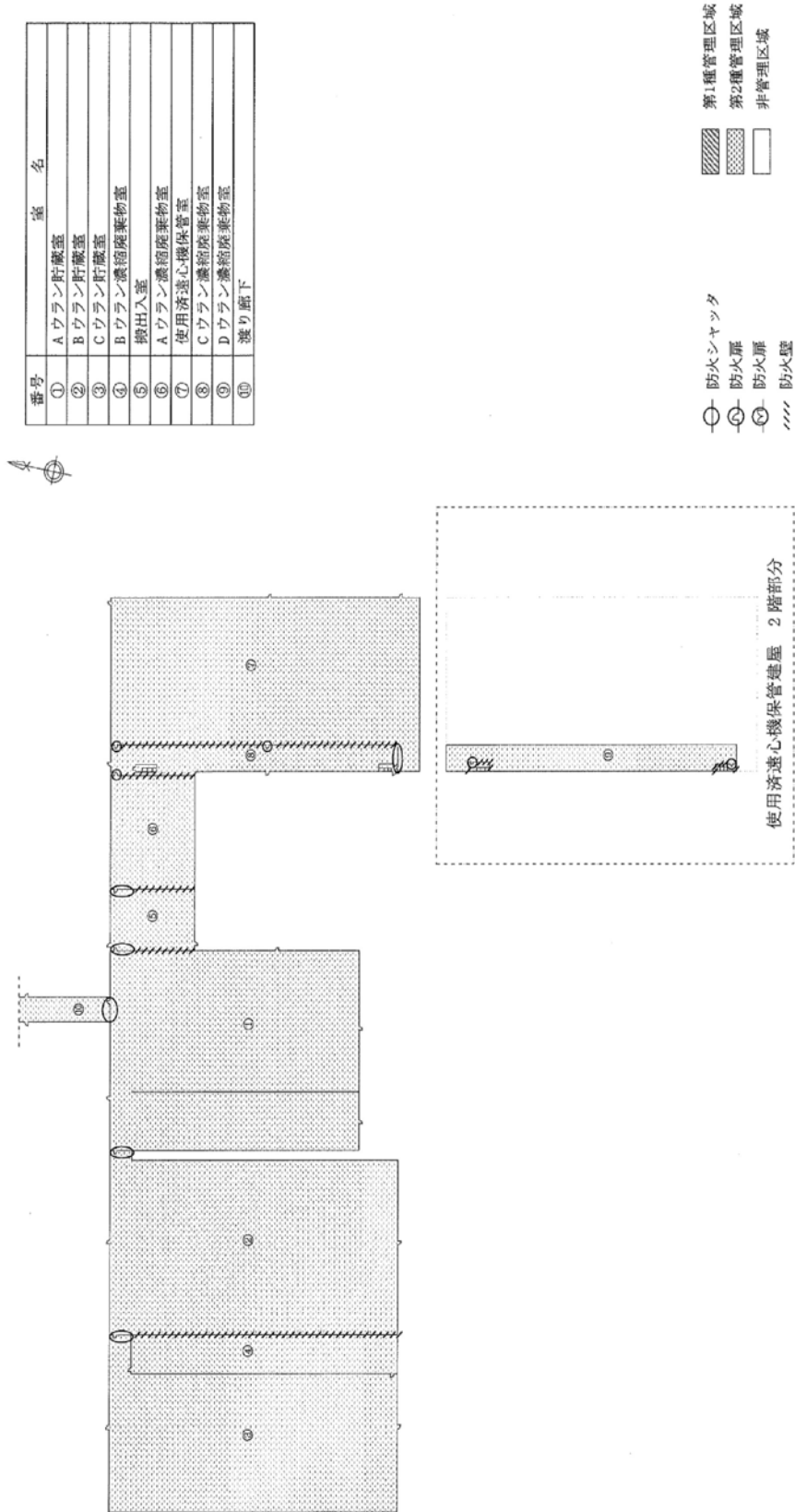
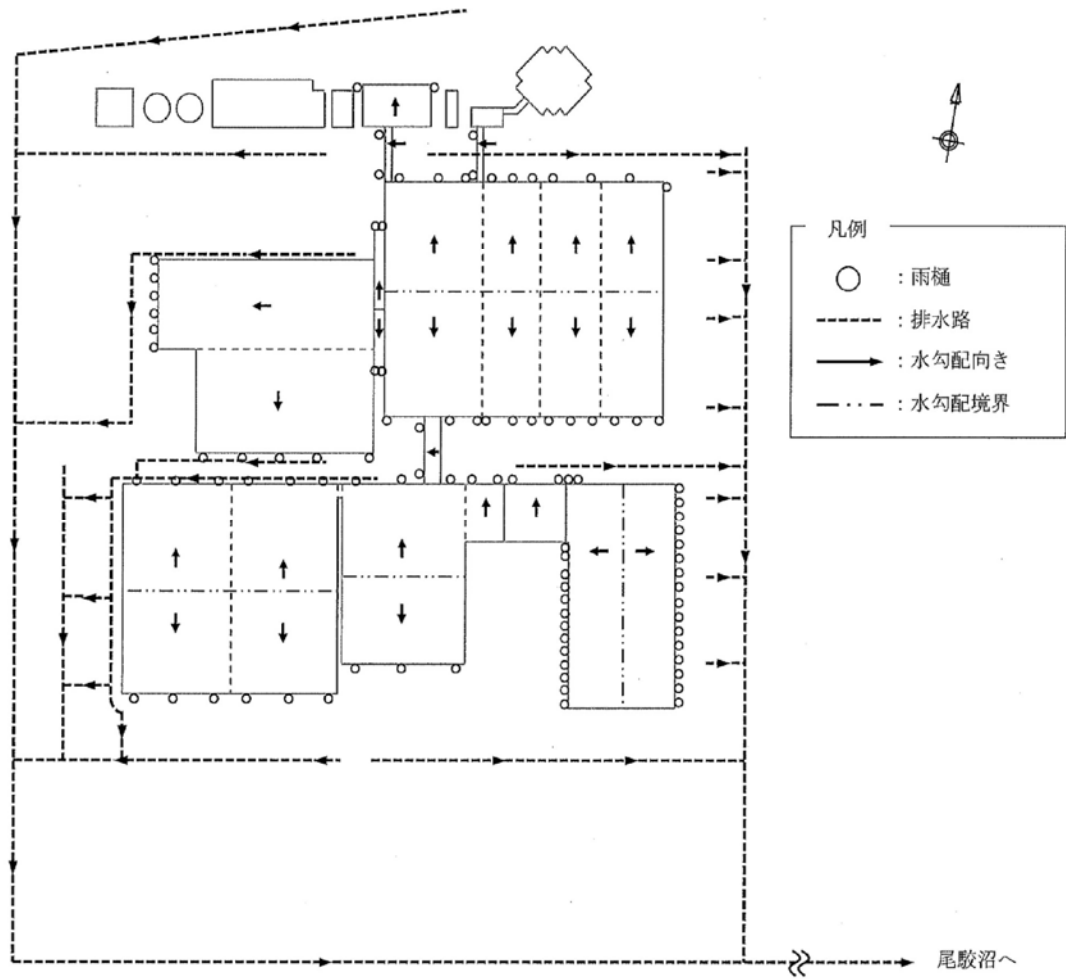


図-2 (3/3) 管理区域区分及び防火区画等 配置概略図



(注) 2階から1階屋根部へ流水する雨樋については記載を省略する。

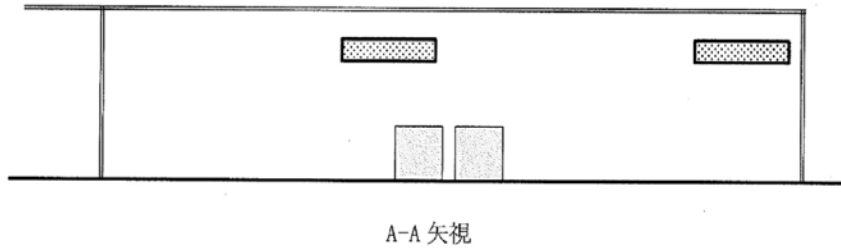
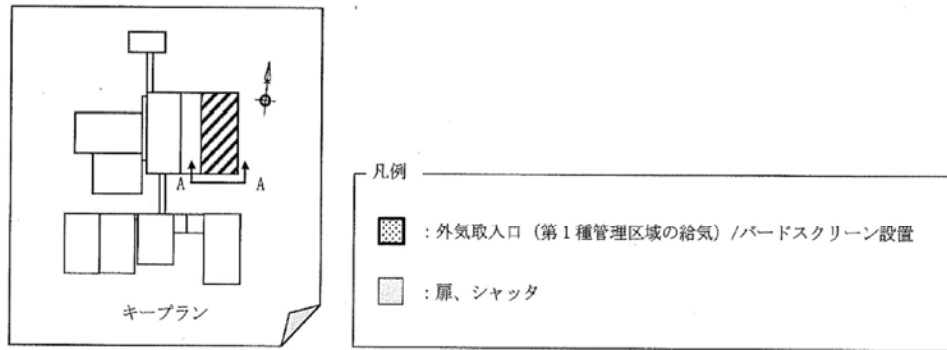


図-4 外気取入口（パードスクリーン） 配置概略図

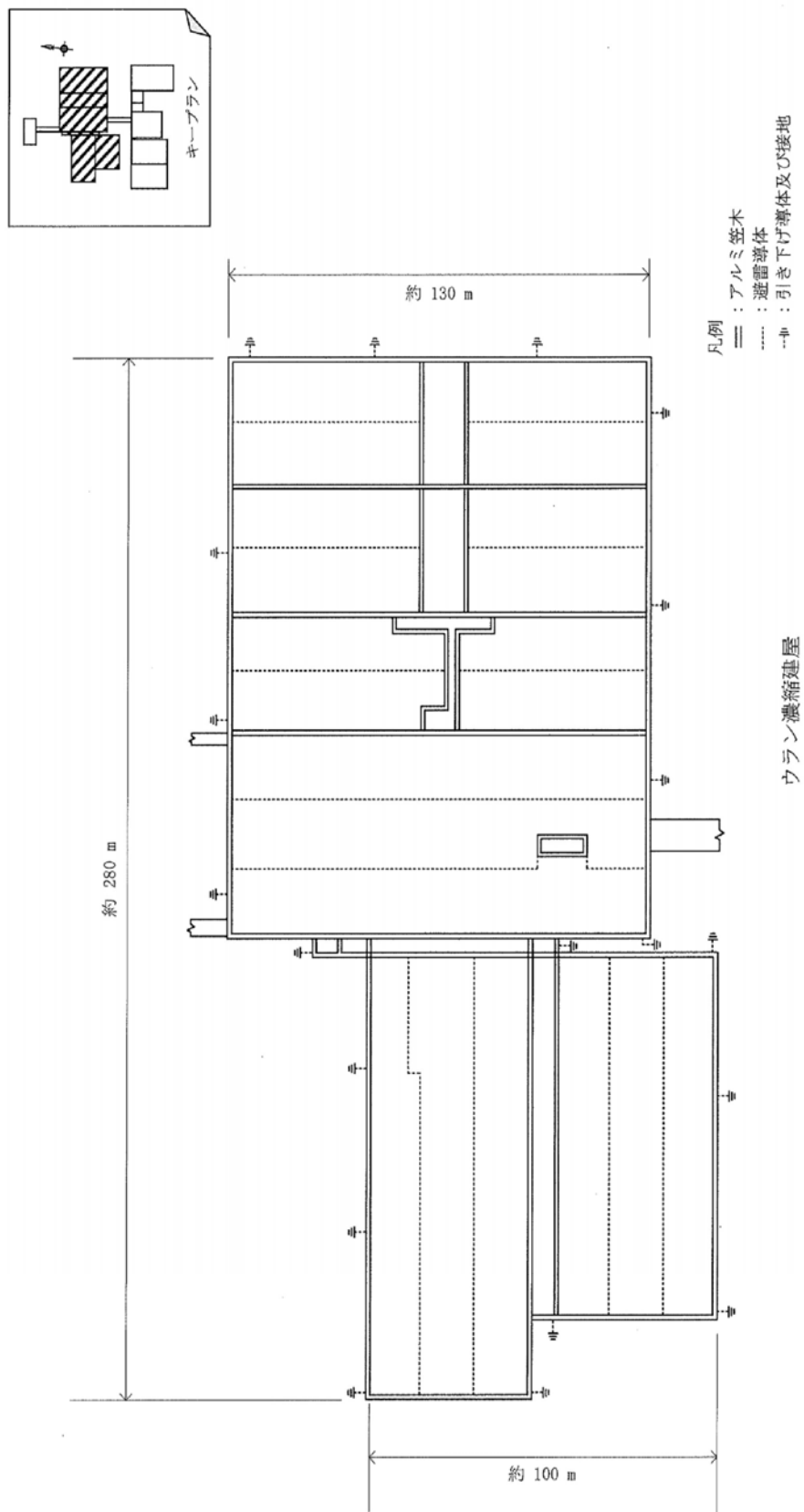


図-5 (1/3) 避雷設備 (避雷導体) 配置概略図

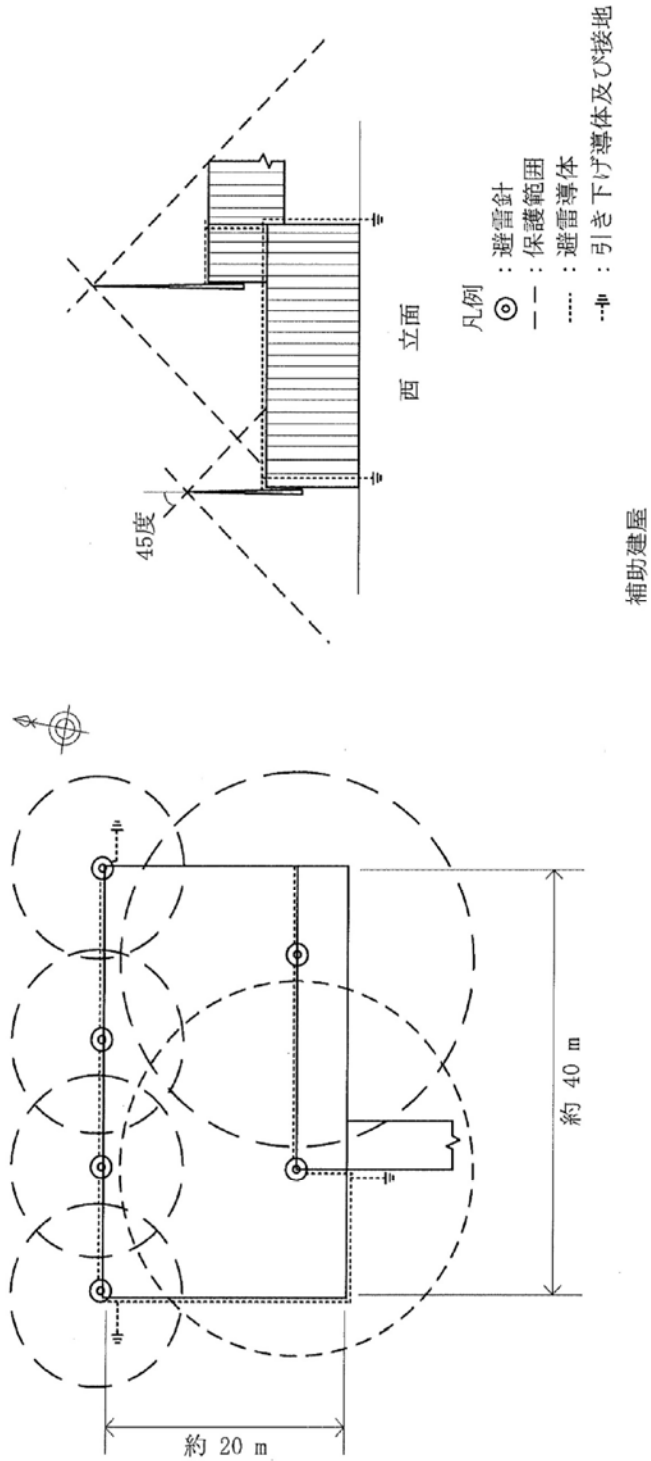
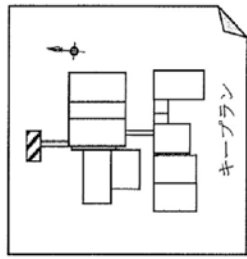
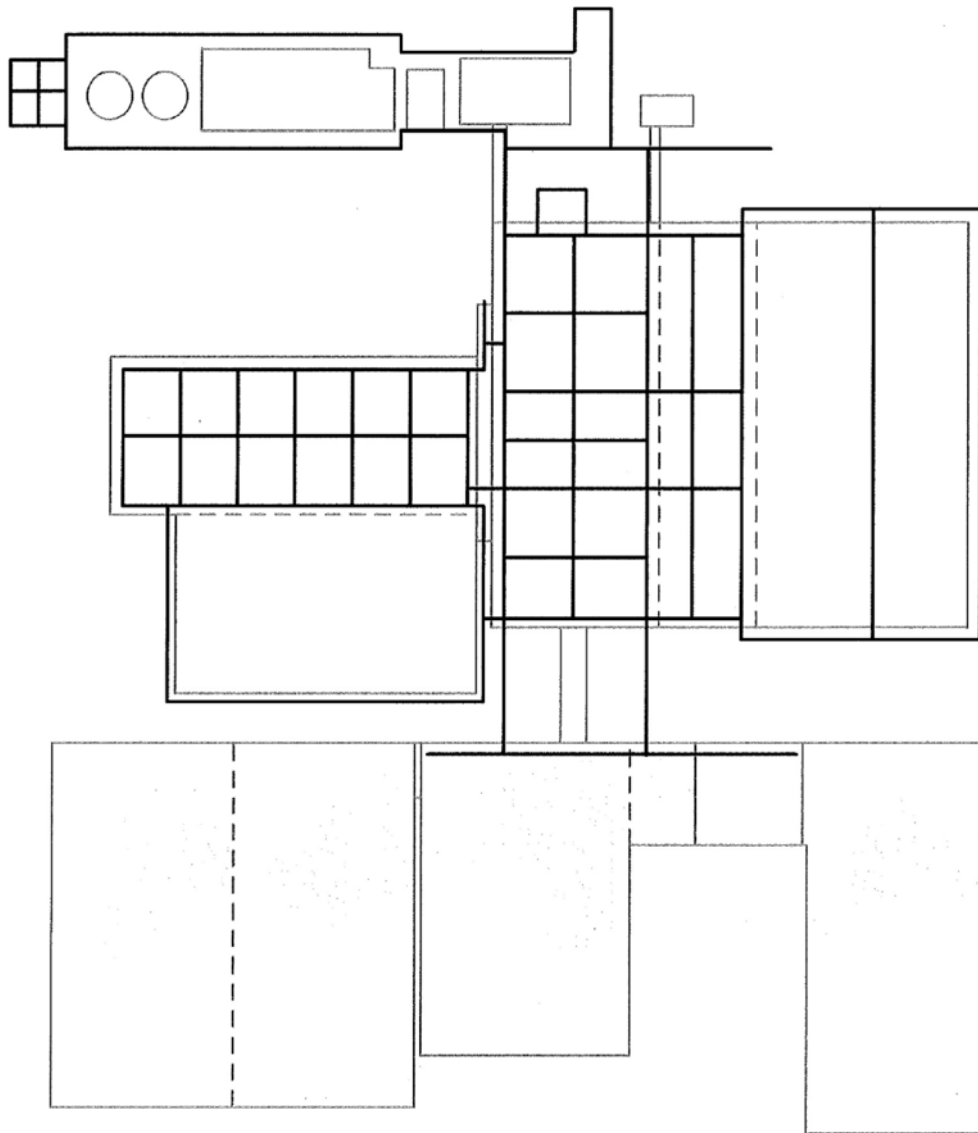


図-5 (2/3) 避雷設備 (避雷針) 配置概略図



凡例

—：接地線

図－5（3／3） 避雷設備（接地網） 配置概略図

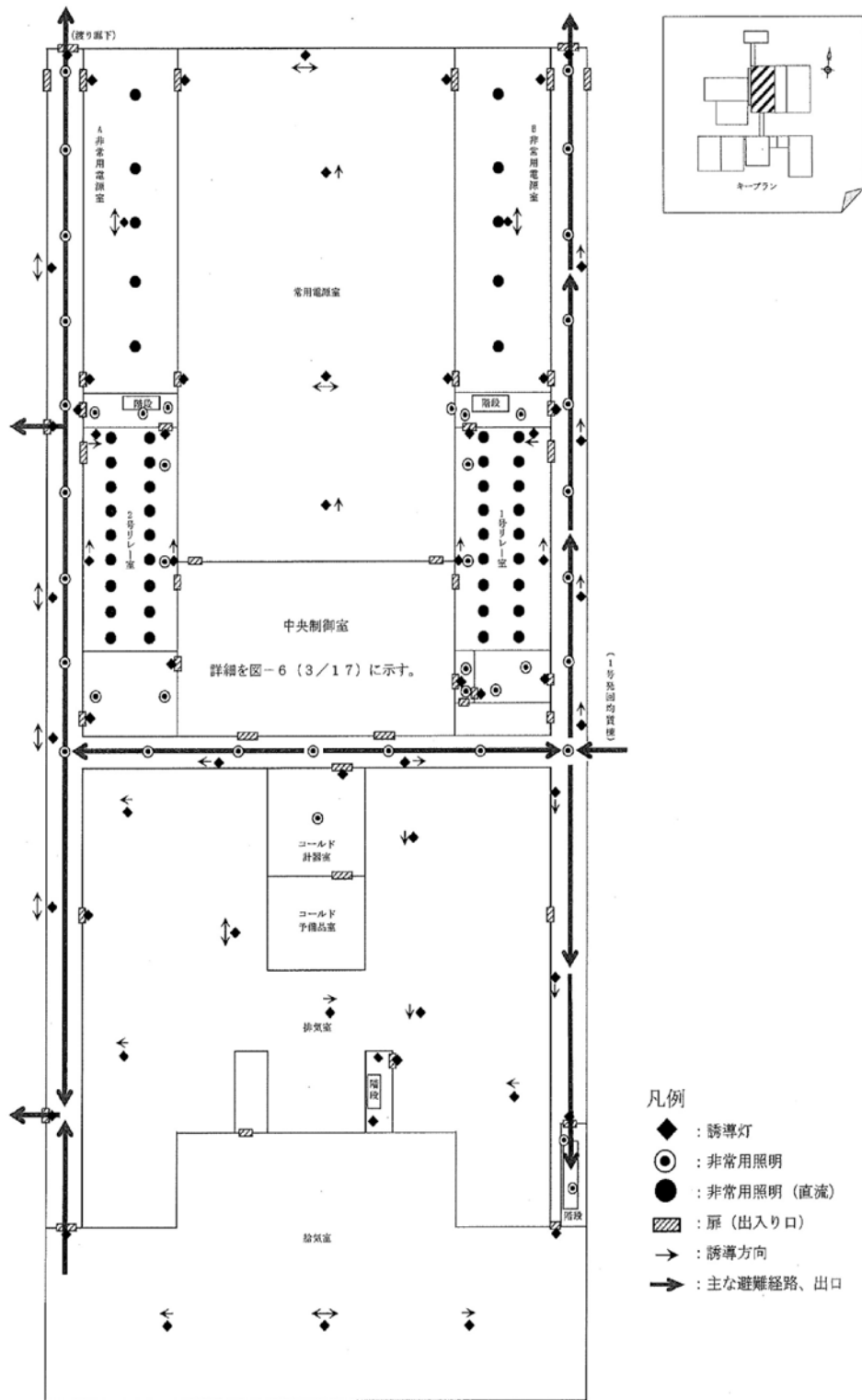


図-6 (2/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
ウラン濃縮建屋 中央操作棟 2階

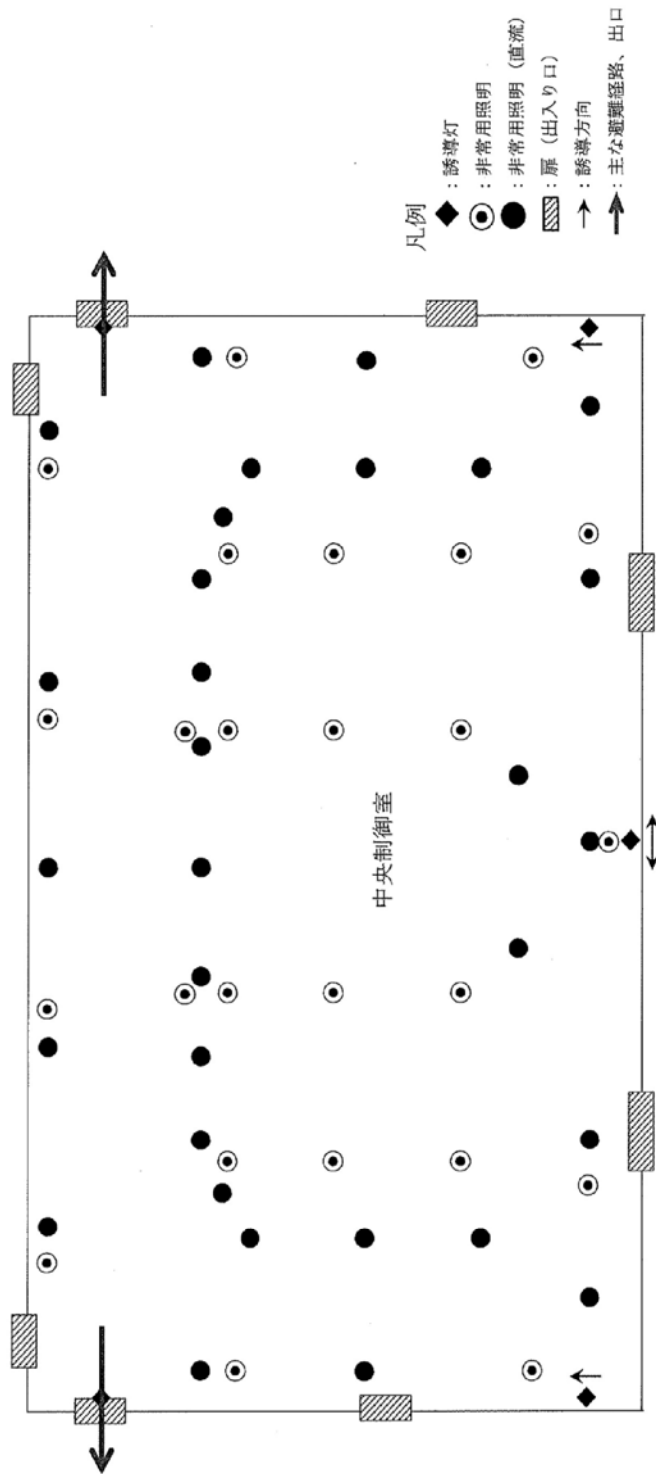


図-6 (3/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 ウラン濃縮建屋 中央操作棟 2階 (中央制御室)

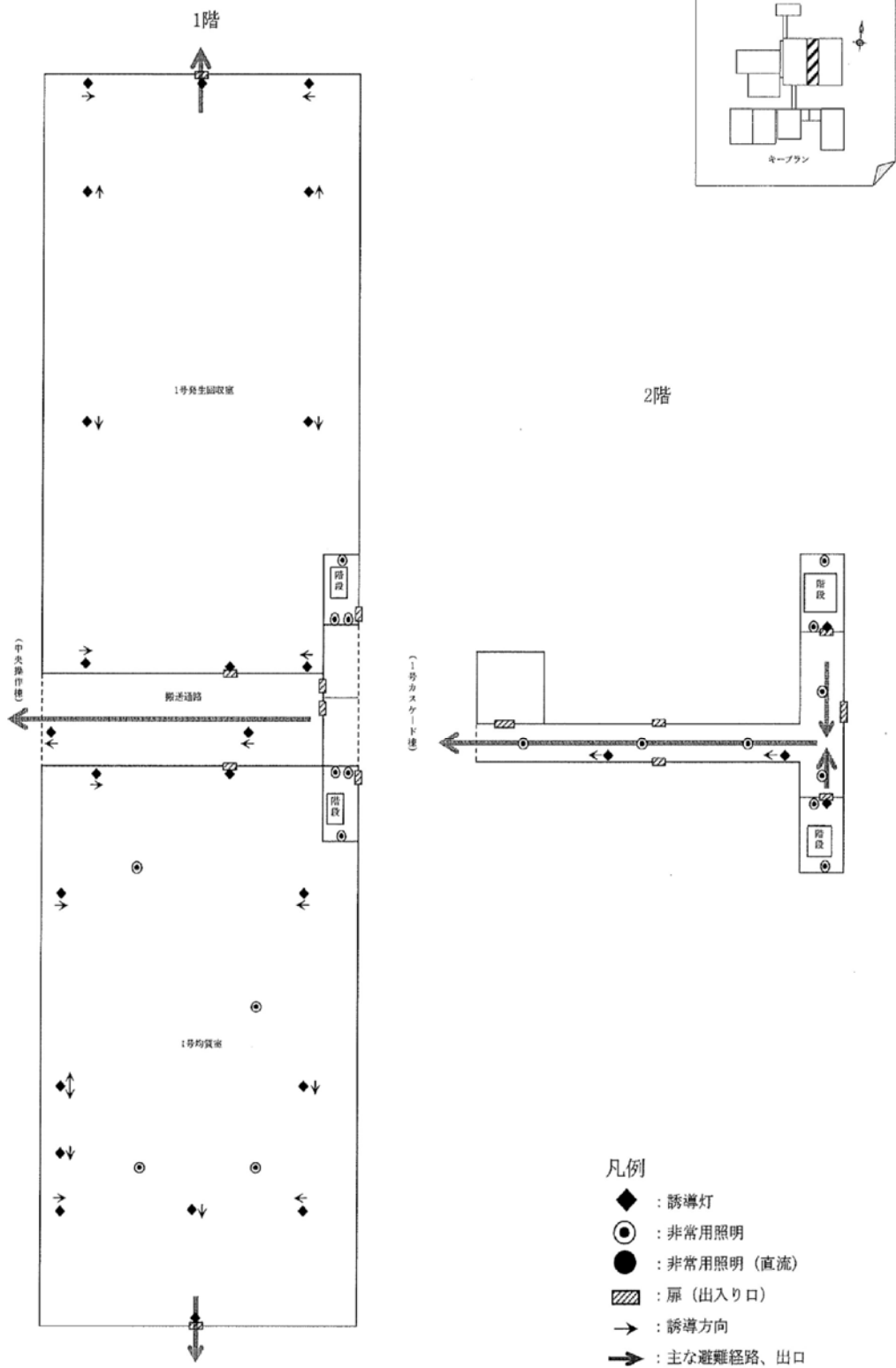


図-6 (4/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟

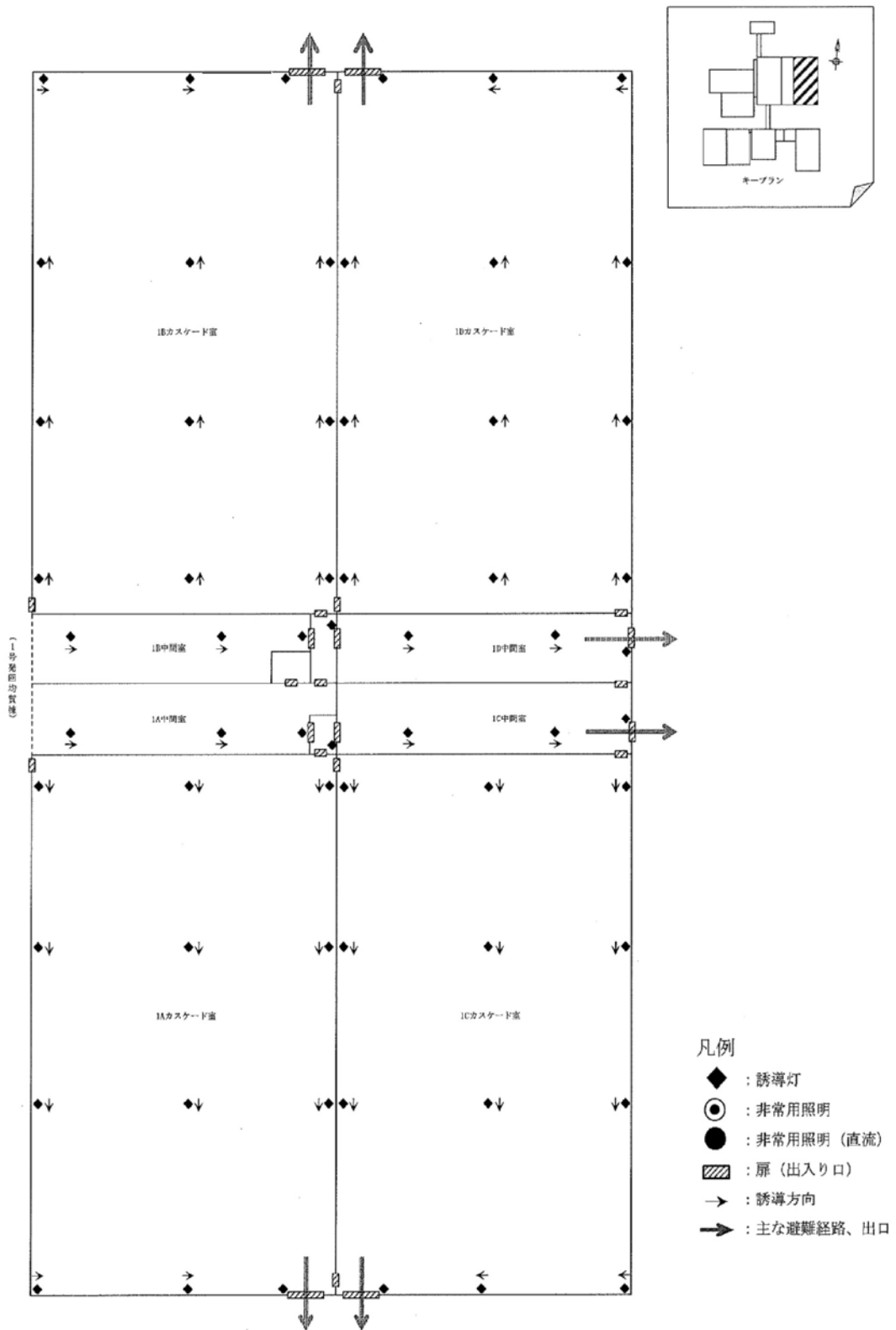
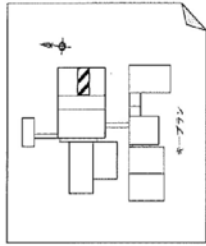


図-6 (5/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 1階



- 凡例
- ◆ : 誘導灯
 - ⊙ : 非常用照明
 - : 非常用照明 (直流)
 - ▨ : 扉 (出入り口)
 - : 誘導方向
 - ➔ : 主な避難経路、出口

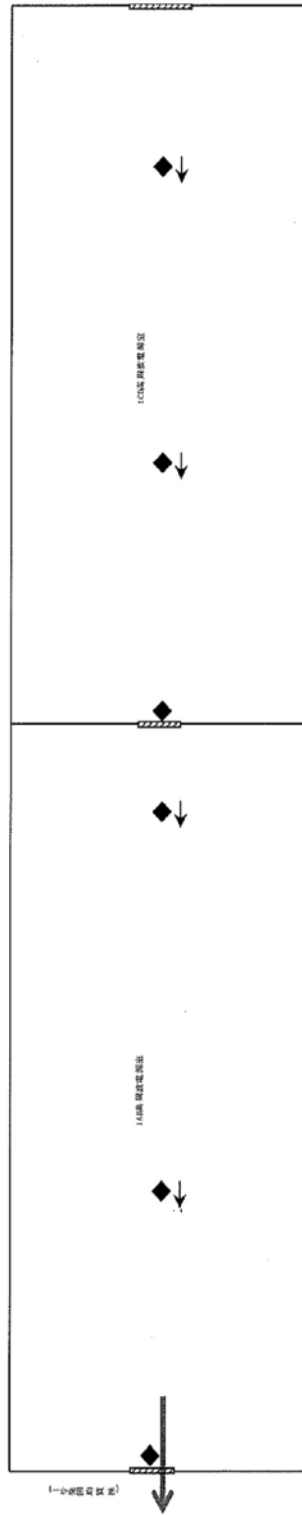


図-6 (6/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 2階

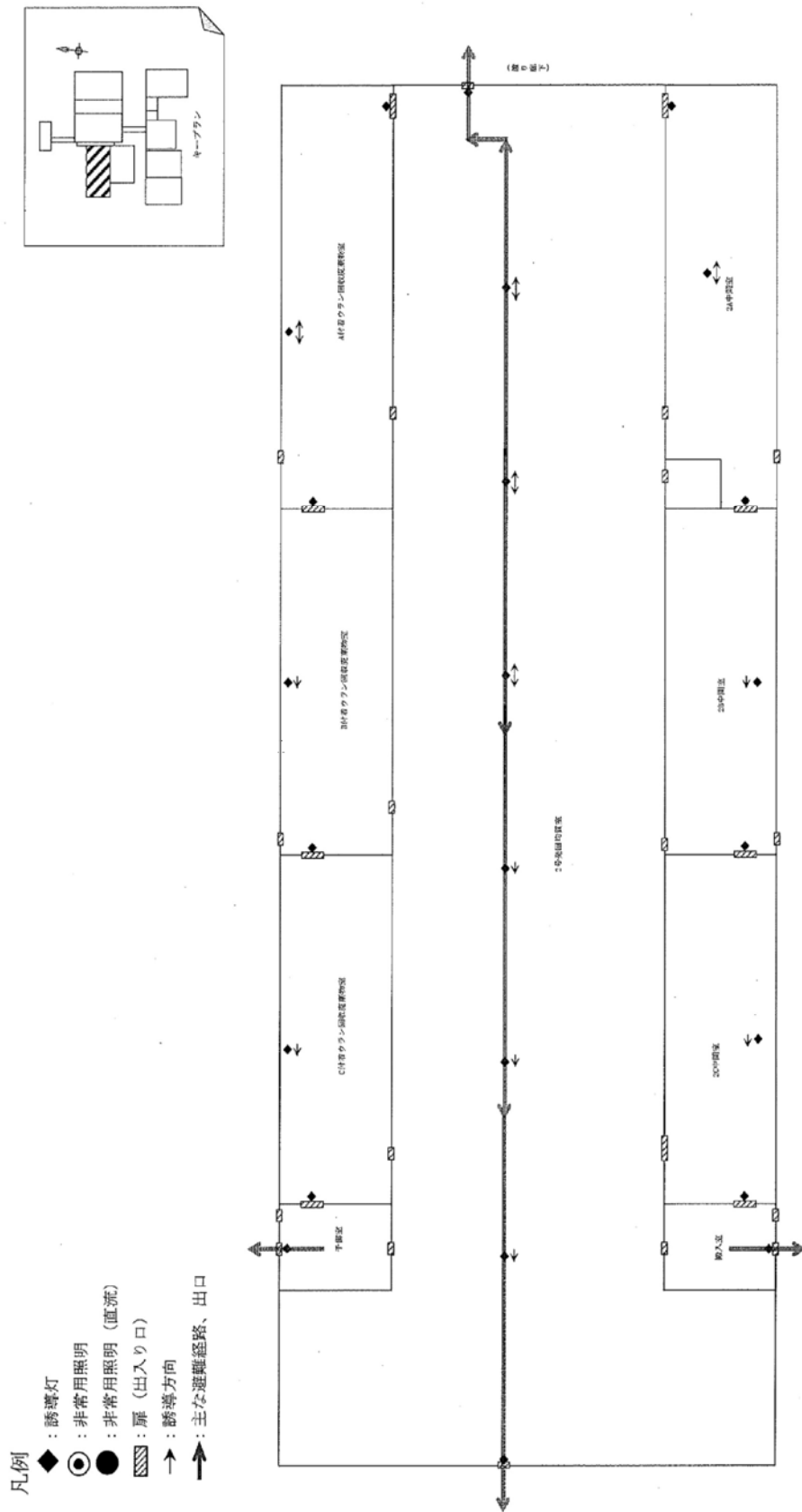
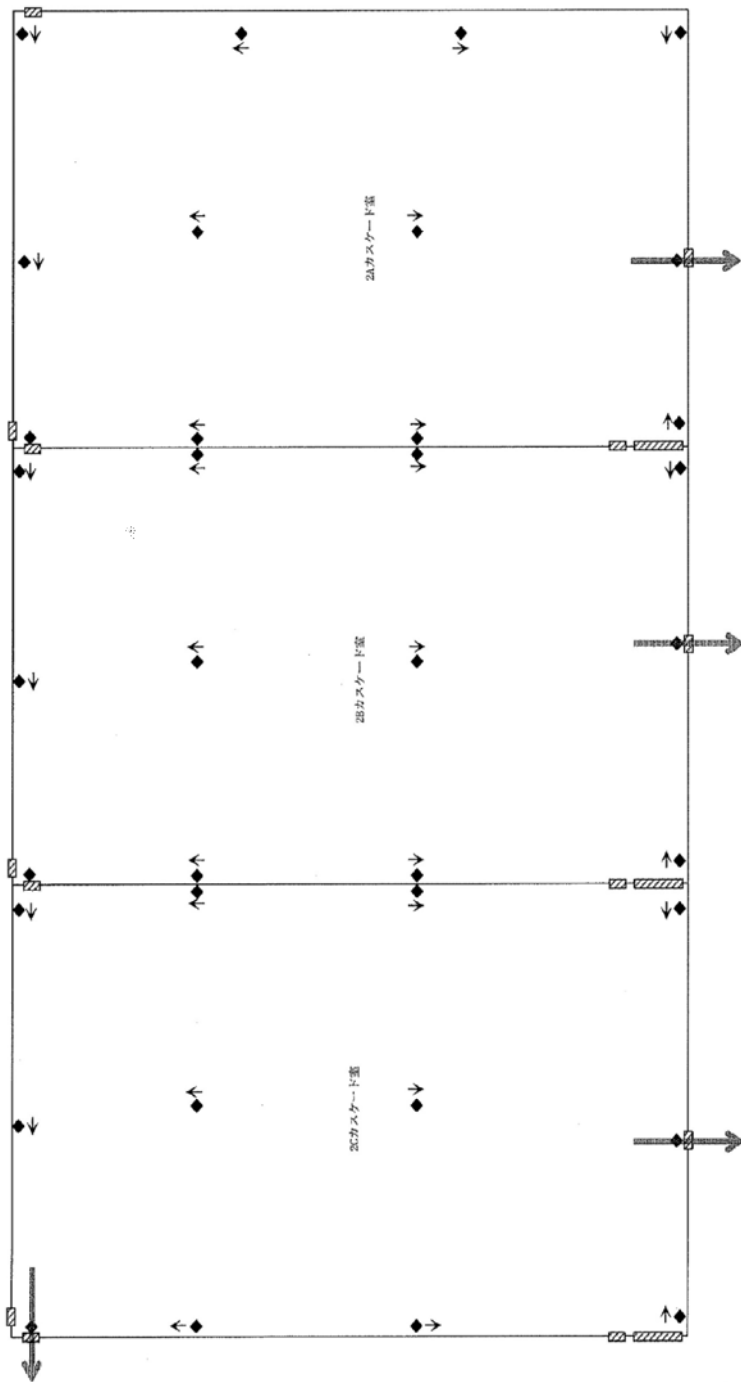
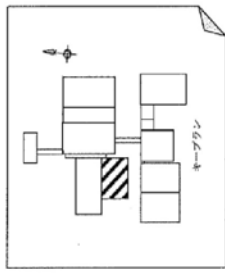
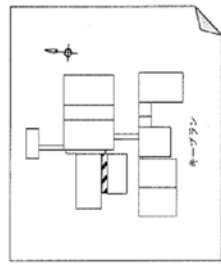


図-6 (7/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟



- 凡例
- ◆ : 誘導灯
 - ◎ : 非常用照明
 - : 非常用照明 (逆流)
 - ▨ : 扉 (出入り口)
 - : 誘導方向
 - ↑ : 主な避難経路、出口

図-6 (8/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 1階



- 凡例
- ◆ : 誘導灯
 - ◎ : 非常用照明
 - : 非常用照明 (直流)
 - ▨ : 扉 (出入り口)
 - : 誘導方向
 - ↑ : 主な避難経路、出口



図-6 (9/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 2階

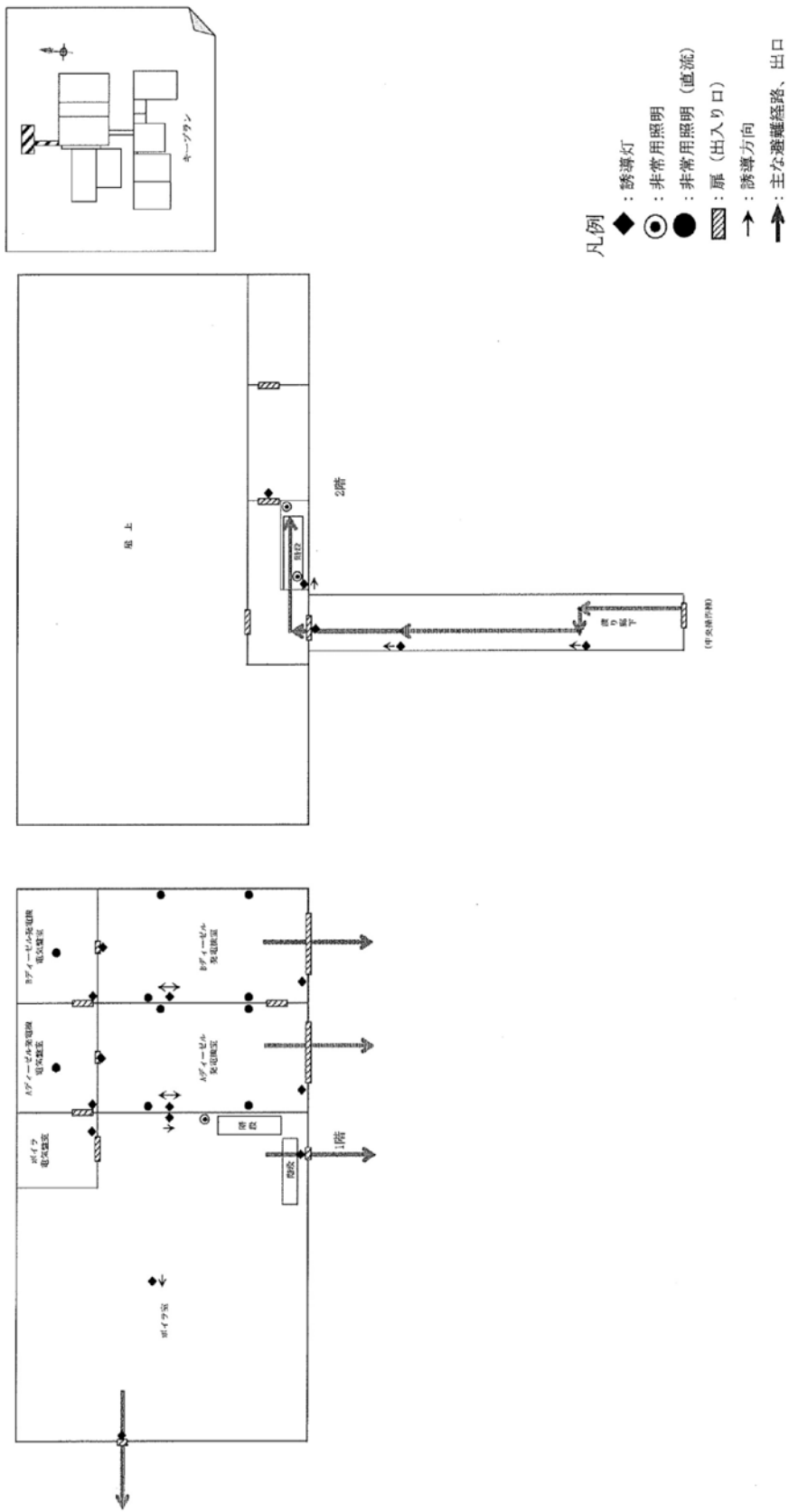


図-6 (10/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 補助建屋

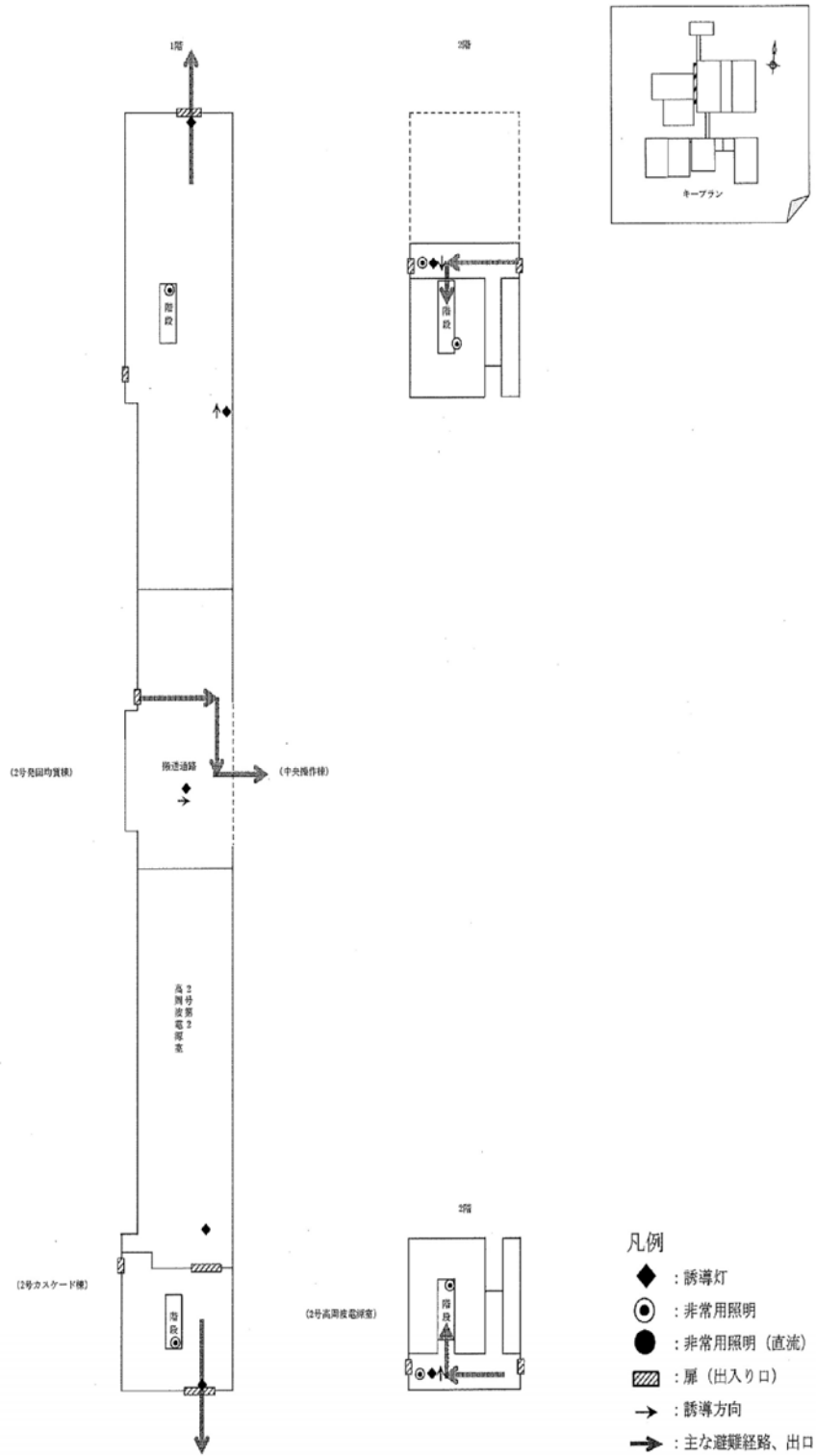


図-6 (11/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
 渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)

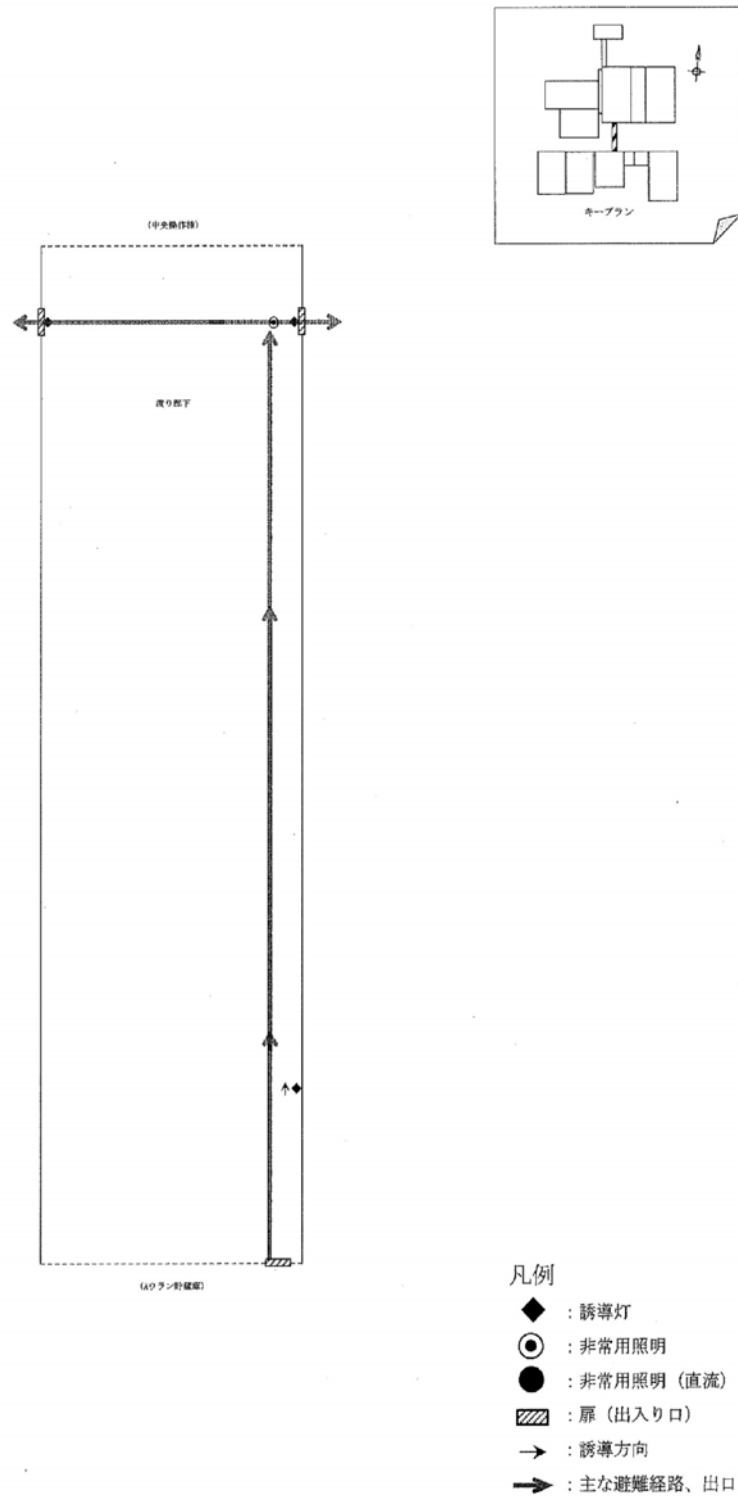


図-6 (12/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間)

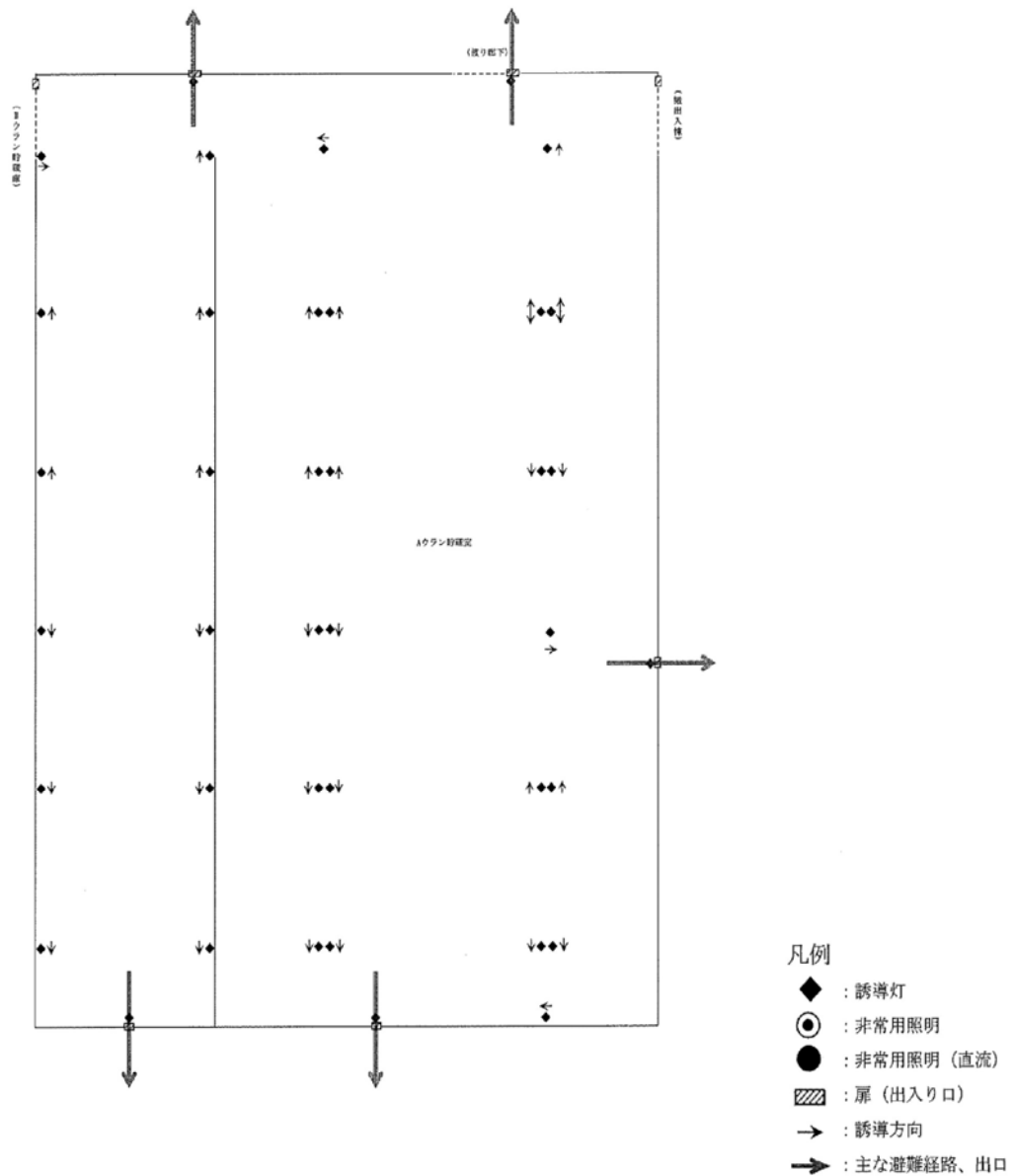
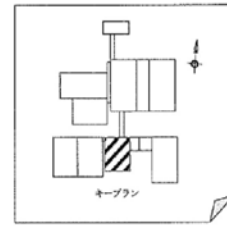


図-6 (13/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫

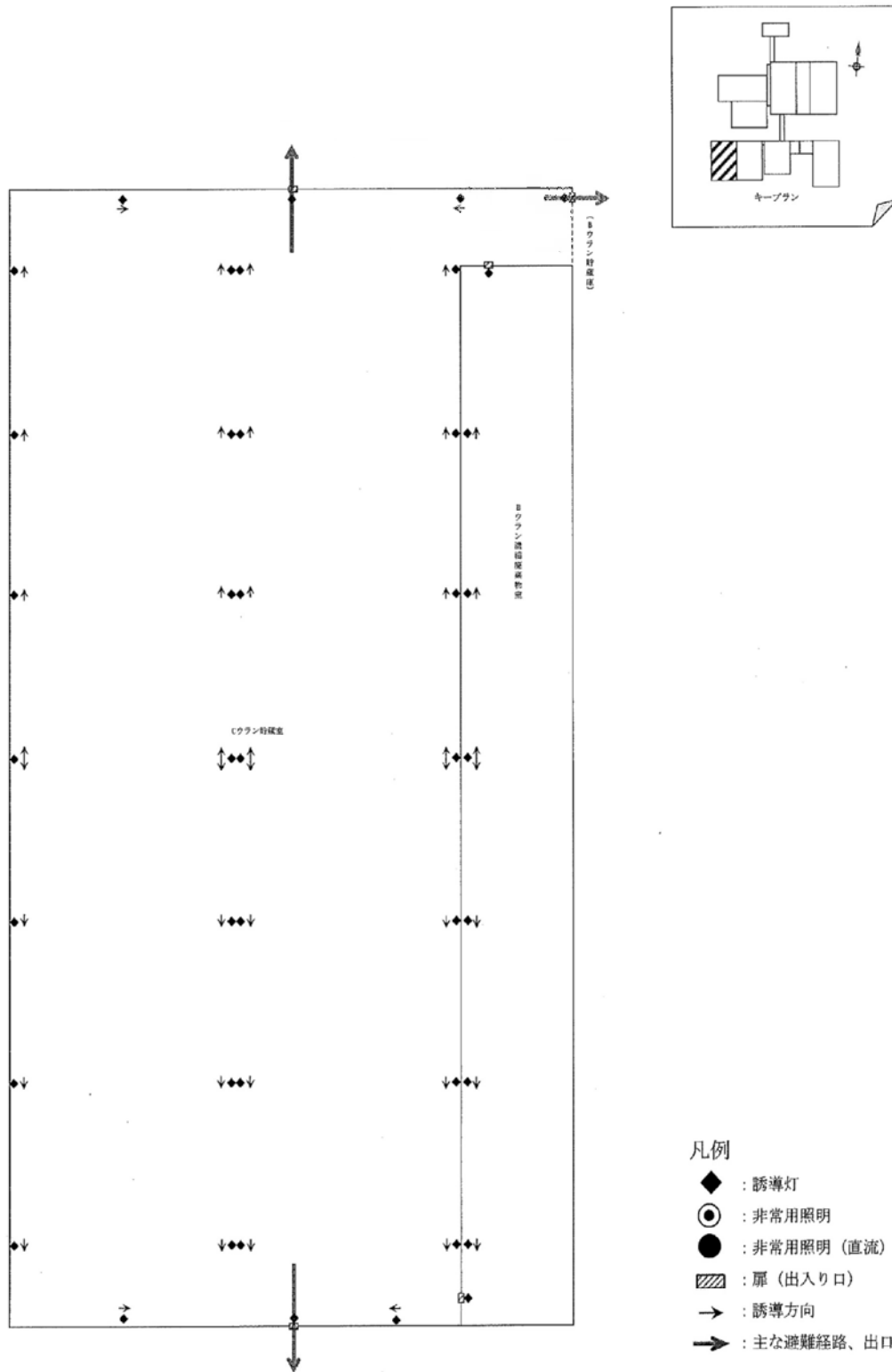


図-6 (15/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫

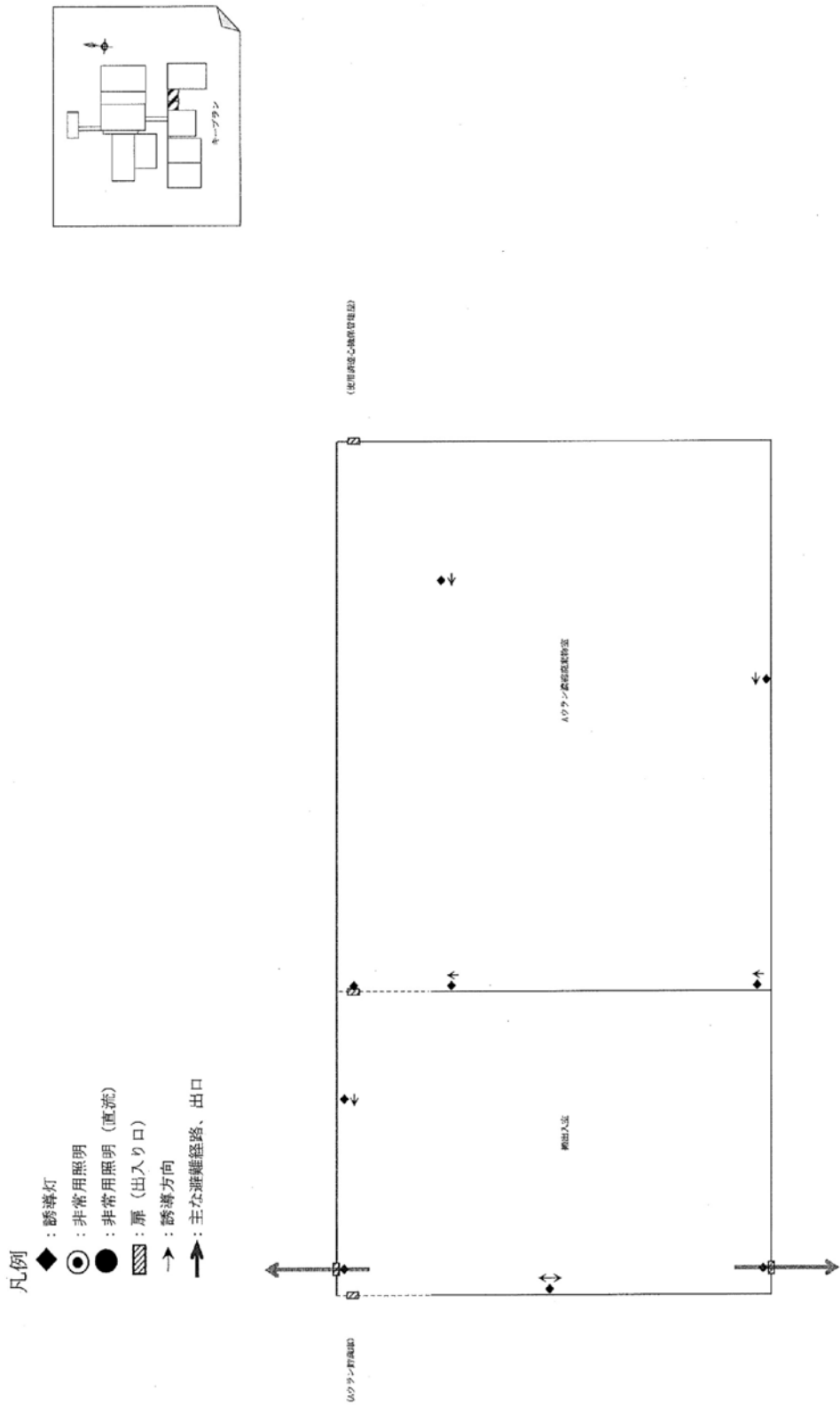


図-6 (16/17) 安全避難通路等設備 配置概略図 ウラン貯蔵・廃棄物建物 搬出入棟及びAウラン濃縮廃棄物建物

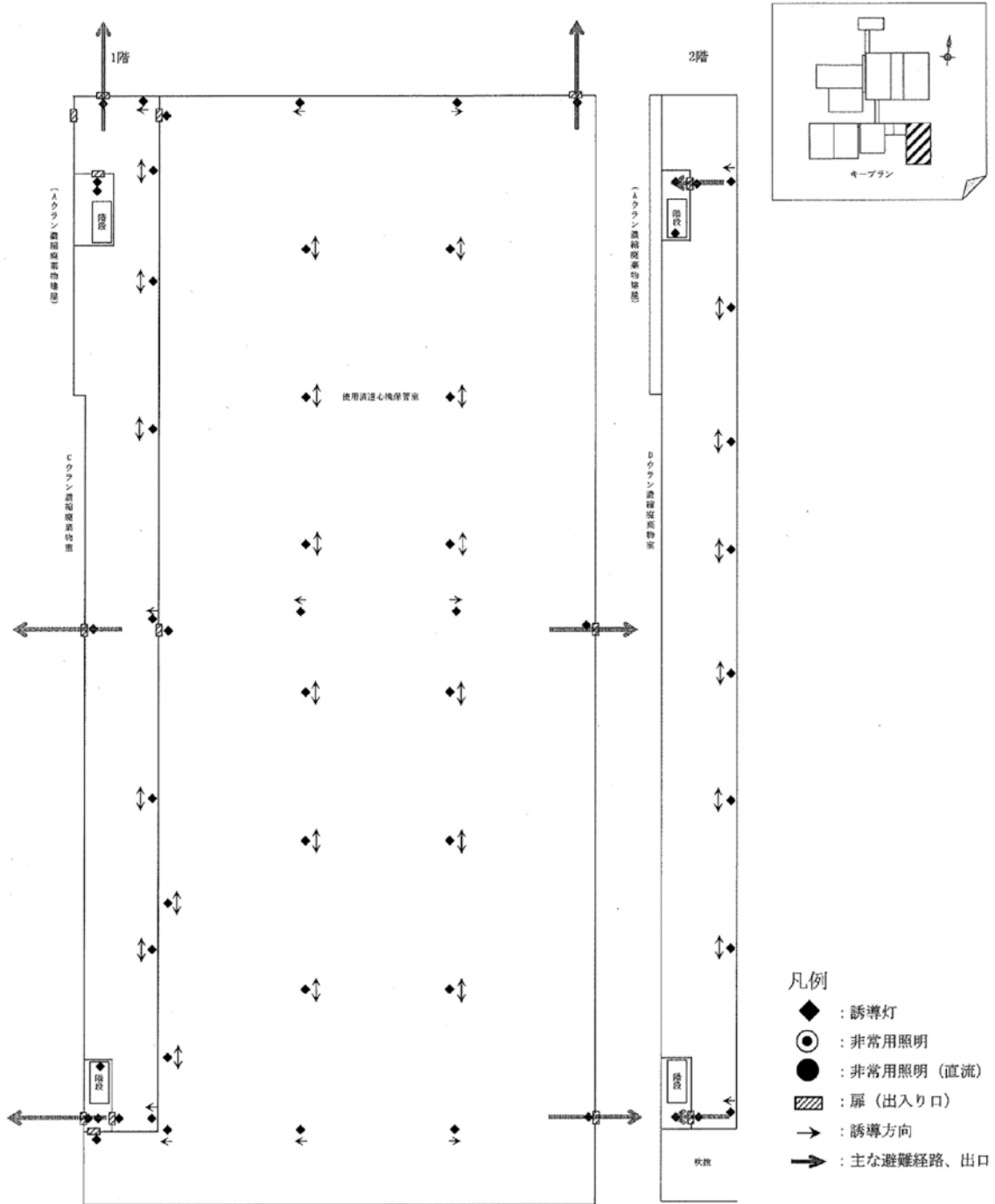


図-6 (17/17) 安全避難通路等設備 配置概略図
使用済遠心機保管建屋

表-17-1 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの

検査項目、方法及び判定基準 (検査項目一覧)

【検査項目一覧】

検査項目	境界防止	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	溢水	材料及び構造	閉じ込め	遮蔽	換気	汚染防止	安全機能を有する施設	搬送通路	警報設備等	安全避難通路等	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	非常用電源設備	通信連絡設備
検査対象 ^{※1}																						
ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物車	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
Aウラン濃縮廃棄物建屋	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
使用済遠心機保管建屋	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間)	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
渡り廊下 (中央操作棟-補助建屋間)	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-

※1：仕様表の「技術基準への適合」の欄に示す設計・構造を検査対象とする。

表-17-2 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの
 検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 (ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟))

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づき耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッタにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッタの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおり配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッタであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第1類 (設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1Gの地震力により終局に至らないことを確認する。)隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 葺巻：設計上想定する葺巻の設計荷重に対して健全性を確保する設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟 (2/2))】

	検査項目	検査方法	判定基準
外部からの衝撃による 損傷の防止	落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できよう計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。(図-5) 火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。 森林火災、航空機墜落による火災、近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、敷地内に幅20m以上の防火帯を設けることで、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。また、防火帯は砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。 本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区別する。1号発回均質棟の第1種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。	(避雷設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。) - (火山影響評価に係る構造については、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) - (防火帯については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。) -	-
閉じ込めの機能 核燃料物質等による汚染の防止	第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装(ウレタン系塗料)等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。	図-2に示す第1種管理区域の室の外観(外壁、内壁、天井)を目視により確認する。	使用上有害な開口がないこと。
安全機能を有する施設	通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件(温度、湿度等)において、その安全機能を発揮することができるよう設計する。 安全機能を確保するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。	図-2に示す第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁が樹脂塗装等により仕上げられていることを目視又は記録(設計図書等)により確認する。(別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。)	樹脂塗装(ウレタン系塗料)等により仕上げられていること。
安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように誘導灯(蓄電池内蔵)、非常用照明(蓄電池内蔵)を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。(図-6)	検査、保守等に必要スペースが確保されていることを目視又は記録(点検記録等)により確認する。 (安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。

表一 17-3 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの
 検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 2号浓缩建屋 2号回均質棟)

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 2号回均質棟 (1 / 3))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッタにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッタの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッタであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第1類 (設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1Gの地震力により終局に至らないことを確認する。)隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して主架構の構造健全性を確保する設計とする。設計飛来物に対しては、貫通が防止でき、かつ、衝撃荷重に対して健全性が確保できる設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-1.6に示す検査に含まれる。)	-

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟 (2/3))】

検査項目		検査方法	判定基準
外部からの衝撃による 損傷の防止	落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続でききよう計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を連接する設計とする。(図-5)	(避雷設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-
	火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。	(火山影響評価に係る構造については、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	-
閉じ込めの機能	森林火災、航空機墜落による火災、近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、敷地内に幅20m以上の防火帯を設けることで、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。また、防火帯は砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。	(防火帯については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-
	本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区別する。2号発回均質棟の第1種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。	図-2に示す第1種管理区域の室の外観(外壁、内壁、天井)を目視により確認する。	使用上有害な開口がないこと。
核燃料物質等による汚染の防止	第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装(ウレタン系塗料)等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。	(閉じ込めの機能に関する第1種管理区域の床、壁の検査については、核燃料物質等の汚染の防止の検査に含まれる。)	-
	第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装(ウレタン系塗料)等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。	図-2に示す第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁が樹脂塗装等により仕上げられていることを目視又は記録(設計図書等)により確認する。	樹脂塗装(ウレタン系塗料)等により仕上げられていること。

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 ２号発回均質棟（３／３）】

	検査項目	検査方法	判定基準
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。）</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保され、目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>－</p> <p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。（図－６）</p>	<p>（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表－１６に示す検査に含まれる。）</p>	<p>－</p>

表-17-4 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの
 検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟)

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉の仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すところの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉であること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 生物学的事象：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、外気取り入れ機能等を喪失しても、閉じ込め等の安全機能を損なうおそれはない。なお、1号カスケード棟の外気取入口で、第1種管理区域の負圧に係る外気取入口には、パードスクリーン(材質：鋼製、網目幅：10~20mm程度)を設置し、鳥類、昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。(図-4)	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。) (パードスクリーンについては、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	- - -

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 (2/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。</p>	<p>(竜巻の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)</p>	-
閉じ込めの機能	<p>本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域 (第2種管理区域) とそうでない区域 (第1種管理区域) とに区別する。1号カスケード棟の第1種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</p>	<p>図-2に示す第1種管理区域の室の外観 (外壁、内壁、天井) を目視により確認する。</p>	<p>使用上有害な開口がないこと。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	<p>第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装 (ウレタン系塗料) 等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。</p>	<p>図-2に示す第1種管理区域内のおそれのある範囲の床、壁が樹脂塗装等により仕上げられていることを目視又は記録 (設計図書等) により確認する。</p>	<p>樹脂塗装 (ウレタン系塗料) 等により仕上げられていること。</p>
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件 (温度、湿度等) において、その安全機能を発揮することができるよう設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>(別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。)</p> <p>検査、保守等に必要ないスペースが確保されていることを目視又は記録 (点検記録等) により確認する。</p>	<p>-</p> <p>必要ないスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯 (蓄電池内蔵) を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。(図-6)</p>	<p>(安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)</p>	-

表-1.7-5 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの

検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟)

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉の仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおり配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉であること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様度の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できるよう計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。(図-5)	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-1.6に示す検査に含まれる。) (避雷設備については、新たに規制対象となるものとして表-1.6に示す検査に含まれる。)	- - -

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 (2/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>森林火災、航空機墜落による火災、近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、敷地内に幅 20 m 以上の防火帯を設けることと、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。また、防火帯は砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</p>	<p>(竜巻の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)</p> <p>(防火帯については、新たに規制対象となるものとして表 1 1 6 に示す検査に含まれる。)</p>	-
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件 (温度、湿度等) において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>(別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。)</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保されていることを目視又は記録 (点検記録等) により確認する。</p>	- 必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯 (蓄電池内蔵) を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。(図-6)</p>	<p>(安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表 1 1 6 に示す検査に含まれる。)</p>	-

表-17-6 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの

検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫)

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目標により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッターの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおり配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッターであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第1類 (設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1Gの地震力により終局に至らないことを確認する。)隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認すること。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	-
	降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水すとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3)	(敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-
	竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。	(竜巻の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	-
	火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。	(火山影響評価に係る構造については、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	-

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫 (2/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
外部からの衝撃による損傷の防止	森林火災、航空機墜落による火災、近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、敷地内に幅 20 m 以上の防火帯を設けることで、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。また、防火帯は砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。	(防火帯については、新たに規制対象となるものとして表-16 に示す検査に含まれる。)	-
安全機能を有する施設	通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件 (温度、湿度等) において、その安全機能を発揮することができようように設計する。 安全機能を確保するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。	(別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。) 検査、保守等に必要ないスペースが確保されていることを目視又は記録 (点検記録等) により確認する。	- 必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。
安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるような誘導灯 (蓄電池内蔵) を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。(図-6)	(安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16 に示す検査に含まれる。)	-

表-17-7 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの
 検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 B ウラン貯蔵庫)

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 B ウラン貯蔵庫 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目標により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッターの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッターであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第1類 (設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1Gの地震力により終局に至らないことを確認する。)隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする(ウラン貯蔵・廃棄物庫と一体構造)。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、寸法、コンクリートの強度、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様の部材を使用していること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。 火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。) (竜巻の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (火山影響評価に係る構造については、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	- - - -

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 B ウラン貯蔵庫（2/2））】

検査項目		検査方法	判定基準
外部からの衝撃による損傷の防止	森林火災、航空機墜落による火災、近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、敷地内に幅20m以上の防火帯を設けることで、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。また、防火帯は砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。	(防火帯については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-
安全機能を有する施設	通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。 安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。	(別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。) 検査、保守等に必要なスペースが確保されていることを目視又は記録（点検記録等）により確認する。	- 必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。
安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるような誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。(図-6)	(安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-

表-17-8 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの

検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 (ウラン貯蔵・廃棄物庫 (1/2)))

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫 (1/2))]】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッタにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を視視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッタの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおり配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッタであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第1類 (設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1Gの地震力により終局に至らないことを確認する。)隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする (Bウラン貯蔵庫と一体構造)。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様の部材と一致すること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。) (竜巻の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	-
	火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。	(火山影響評価に係る構造の防止については、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	-

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫（2/2））】

検査項目	検査方法	判定基準
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>森林火災、航空機墜落による火災、近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、敷地内に幅 20 m 以上の防火帯を設けることと、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。また、防火帯は砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</p>	-
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	-
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図-6）</p>	-

表-17-9 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの
 検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟)

【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッタにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッタの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッタであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3)	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	- -

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟（2/2））】

検査項目		検査方法	判定基準
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。）</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保され、これを目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>—</p> <p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。（図-6）</p>	<p>（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。）</p>	<p>—</p>

表 1-17-10 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの
 検査項目、方法及び判定基準 (A ウラン濃縮廃棄物建屋)

【検査項目、方法及び判定基準 (A ウラン濃縮廃棄物建屋 (1/2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッターの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッターであること。
安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書 2-1 に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書 2-1 に示す仕様ののとおりであること。 ② 添付計算書 2-1 に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に包含されるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-1.6 に示す検査に含まれる。)	-

【検査項目、方法及び判定基準（A ウラン濃縮廃棄物建屋（2/2））】

検査項目		検査方法	判定基準
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。）</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保され、かつ目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>－</p> <p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるような誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－6）</p>	<p>（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表－16に示す検査に含まれる。）</p>	<p>－</p>

表 1-17-1-1 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの
 検査項目、方法及び判定基準 (使用済遠心機保管建屋)

【検査項目、方法及び判定基準 (使用済遠心機保管建屋 (1 / 2))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づき準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッターの仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッターであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 竜巻：設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。) (竜巻の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。)	- - -

【検査項目、方法及び判定基準（使用済遠心機保管建屋（2/2））】

検査項目		検査方法	判定基準
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を施す。）</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保されていることを目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>—</p> <p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるような誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図-6）</p>	<p>（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。）</p>	<p>—</p>

表-17-1.2 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの

検査項目、方法及び判定基準 (渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間))

【検査項目、方法及び判定基準 (渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間 (1/2)))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目視により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッターの様相を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおり配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッターであること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約200mmを有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3)	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に包含されるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	- -

【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間（2/2）））】

検査項目		検査方法	判定基準
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができればよい設計とする。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。）</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保され、かつ目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるような誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－6）</p>	<p>（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表－1.6に示す検査に含まれる。）</p>	<p>—</p>

表-17-1-3 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないもの
 検査項目、方法及び判定基準 (渡り廊下 (中央操作棟-補助建屋間))

【検査項目、方法及び判定基準 (渡り廊下 (中央操作棟-補助建屋間 (1/2)))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目標により確認する。 ② 防火壁、防火扉の仕様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉であること。
安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N値50以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N値50以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書2-1に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書2-1に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書2-1に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水する設計とする。なお、中空2階の構造であることから、屋根の雨水滞留を考慮しな	風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。 (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。)	-

【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟一補助建屋間（2/2）））】

検査項目		検査方法	判定基準
安全機能を有する施設	<p>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができようように設計する。</p> <p>安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</p>	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を施す。）</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保されていることを目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>—</p> <p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>
安全避難通路等	<p>設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるような誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図-6）</p>	<p>（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。）</p>	<p>—</p>

表 1-17-1-4 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの
 検査項目、方法及び判定基準 (渡り廊下 (中央操作棟-2 号発回均質棟間))

【検査項目、方法及び判定基準 (渡り廊下 (中央操作棟-2 号発回均質棟間 (1/2)))】

検査項目		検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	建築基準法に基づき準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。(図-2)	① 防火区画の位置を目標により確認する。 ② 防火壁、防火扉及び防火シャッターの様を記録(竣工図等)により確認する。	① 防火区画が図-2に示すとおりの配置であること。 ② 耐火性能を有する防火壁、防火扉及び防火シャッターであること。
安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤であることを検査記録等により確認する。	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤であること。
地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 2 類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。	① 建物を構成する主要な部材に添付計算書 2-1 に示す仕様の部材(鉄筋の材料、配筋強度、コンクリートの強度、寸法、鉄骨の材料、寸法)が使用されていることを検査記録等により確認する。 ② クリアランスを検査記録等により確認する。	① 添付計算書 2-1 に示す仕様のとおりであること。 ② 添付計算書 2-1 に示す許容値以上であること。
外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3) 落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できるよう計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。(図-5)	(風(台風)及び積雪の評価については、耐震計算結果に含まれるため、地震による損傷の防止の検査に含まれる。) (敷地内の排水設備については、新たに規制対象となるものとして表-16 に示す検査に含まれる。) (避雷設備については、新たに規制対象となるものとして表-16 に示す検査に含まれる。)	- -

【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟-2号発回均質棟間（2/2）））】

検査項目		検査方法	判定基準
閉じ込めの機能	本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区別する。第1種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。	図-2に示す第1種管理区域の室の外観（外壁、内壁、天井）を目視により確認する。	使用上有害な開口がないこと。
核燃料物質等による汚染の防止	第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。	図-2に示す第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁が樹脂塗装等により仕上げられていることを目視又は記録（設計図書等）により確認する。	樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げられていること。
安全機能を有する施設	通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるよう設計する。 安全機能を確保するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。	（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。） 検査、保守等に必要ないスペースが確保されていることを目視又は記録（点検記録等）により確認する。	— 必要ないスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。
安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）、非常用照明（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図-6）	（安全避難通路等については、新たに規制対象となるものとして表-16に示す検査に含まれる。）	—

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所
加工施設
使用前検査成績書
(その3-2)

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使用 前 検 査 成 績 書			
申請者及び事業所名	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所		
検 査 範 囲	その他の加工施設 非常用設備 自動火災報知設備 その他の主要な設備（重大事故等対処資機材） 貯水槽 建物 ウラン濃縮建屋 中央操作棟 1号発回均質棟 2号発回均質棟 1号カスケード棟 2号カスケード棟 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫 B ウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫 搬出入棟 補助建屋 A ウラン濃縮廃棄物建屋 使用済遠心機保管建屋 渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間） 渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間） 渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）		
検 査 場 所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附504番地22		
申請年月日及び 申請番号			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
別紙－2のとおり	別紙－1のとおり	別紙－2の とおり	別紙－2のとおり
原子力検査官	別紙－1のとおり		
検査立会責任者 (役 職 名)	別紙－1のとおり		
備 考	自動火災報知設備（均質槽周辺へ設置する感知器）の性能の技術基準の第4条（火災等による損傷の防止）、第6条（地震による損傷の防止）、第16条（安全機能を有する施設）、第23条（非常用電源設備）の適合確認については、次回以降の申請で確認する。また、建物の性能の技術基準の第9条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）、第24条（通信連絡設備）等の適合確認についても、次回以降の申請で確認する。		

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

非常用設備			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
外 観 検 査	年 月 日		別紙-3、4のと おり
配 置 及 び 員 数 検 査	年 月 日		別紙-5、6のと おり
系 統 検 査	年 月 日		別紙-7、8のと おり
性 能 検 査	年 月 日		別紙-9、10の とおり

その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
支 持 地 盤 検 査	年 月 日		別紙-11、12のと おり
鉄筋コンクリート検査	年 月 日		別紙-13、14のと おり
マンメイドロック検査	年 月 日		別紙-15、16のと おり
貯 水 容 量 検 査	年 月 日		別紙-17、18のと おり
完 成 検 査	年 月 日		別紙-19、20のと おり

建物			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
外観検査	年 月 日		別紙-21、22 のとおり
寸法検査	年 月 日		別紙-23、24 のとおり
設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙-25、26 のとおり

検査前確認事項

検査年月日：_____年_____月_____日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：外観検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備		
確 認 事 項		結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
備 考：			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所： 日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 自動火災報知設備		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
自動火災報知設備の外観に使用上有害な傷、変形のないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：配置及び員数検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備		
確 認 事 項		結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
備 考：			

配置及び員数検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 自動火災報知設備		
判定基準	結果	検査方法	
自動火災報知設備の配置が設工認申請書のとおりであること。			
自動火災報知設備の員数が以下のとおりであること。 煙感知器 984 台、熱感知器 66 台、炎感知器 32 台、発信機（表示灯、音響装置含む）120 台、音響装置 6 台			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－28に示す。			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：系統検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備		
確 認 事 項		結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
備 考：			

系 統 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 自動火災報知設備		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
自動火災報知設備が非常用電源設備に接続されていること。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：性能検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

性 能 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 自動火災報知設備		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
<p>自動火災報知設備の感知器の作動又は発信機の操作により、総合操作盤及び発信機にて警報が作動すること、作動した感知器又は操作した発信機の識別番号が総合操作盤に表示されること。</p>			
<p>備 考：</p> <p>立会検査で使用した検査用計器を別紙－ 2 7 に示す。</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：支持地盤検査

検査範囲	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備 考：			

支 持 地 盤 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材） 貯水槽		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
<p>基盤が、鷹架層中部層の軽石凝灰岩層（貯水槽A）と粗粒砂岩層（貯水槽B）であること。</p>			
<p>基盤深度が、基礎下端（標高 28.1m）以下であること。</p>			
<p>支持地盤の支持力度が許容支持力度（短期 2000 kN/m²）以上であること。</p>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙- 2 8 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：鉄筋コンクリート検査

検査範囲	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

鉄筋コンクリート検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材） 貯水槽		
判定基準	結果	検査方法	
鉄筋の材料が、SD345（JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）適合品）であること。			
鉄筋の本数及び配筋状態が、設工認申請書のとおりであること。			
コンクリートの圧縮強度が、設計基準強度（24N/mm ² ）以上であること。			
貯水槽の仕上がり寸法が、設工認申請書のとおりであること。			
<p>備考：</p> <p>立会検査で使用した検査用計器を別紙-27に示す。</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-28に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：マンメイドロック検査

検査範囲	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

マンメイドロック検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材） 貯水槽		
判定基準	結果	検査方法	
マンメイドロックのコンクリートの圧縮強度が設計基準強度（18N/mm ² ）以上であること。			
基礎下端（標高 28.1m）からマンメイドロック上端までの高さが 4.0m 以上であること。			
<p>備考：</p> <p>立会検査で使用した検査用計器を別紙-27に示す。</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-28に示す。</p>			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：貯水容量検査

検査範囲	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

貯水容量検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材） 貯水槽		
判定基準		結果	検査方法
12～13 時間程度の放水が可能な貯水容量 400m ³ 以上 (200m ³ ×2 基) であること。			
<p>備考：</p> <p>立会検査で使用した検査用計器を別紙-27に示す。</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-28に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：完成検査

検査範囲	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

完 成 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の主要な設備（重大事故等対処資機材） 貯水槽		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
貯水槽全体の外観に使用上有害な傷、変形のないこと及びマンホール、昇降設備等が設工認申請書のとおり設置されていること。			
内面に塗膜防水（塗膜防水材料を塗布）が施工されていること。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：外観検査

検査範囲	その他の加工施設 建物		
確 認 事 項		結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
備 考：			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン濃縮建屋 中央操作棟		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
避雷設備が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
モニタエリア（モニタ室）のレイアウト変更工事に係る室内に使用上有害な開口がないこと。			
モニタエリア（モニタ室）のレイアウト変更工事に係る室内のうち、汚染のおそれのある範囲の床面及び壁面が樹脂塗装等により仕上げられていること。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン濃縮建屋 <input type="checkbox"/> 1号発回均質棟 <input type="checkbox"/> 2号発回均質棟 <input type="checkbox"/> 2号カスケード棟 検査対象（□内にレ点を入れる）		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
避雷設備が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
防火帯が設置され、設置状態に異常がないこと。			
安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
外気取入口にバードスクリーン（材質：鋼製、網目幅：10～20mm 程度）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 <input type="checkbox"/> A ウラン貯蔵庫 <input type="checkbox"/> B ウラン貯蔵庫 <input type="checkbox"/> ウラン貯蔵・廃棄物庫 検査対象（□内にレ点を入れる）		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
防火帯が設置され、設置状態に異常がないこと。			
安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 <input type="checkbox"/> 搬出入棟 <input type="checkbox"/> Aウラン濃縮廃棄物建屋 <input type="checkbox"/> 使用済遠心機保管建屋 <input type="checkbox"/> 渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間） <input type="checkbox"/> 渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間） 検査対象（□内にレ点を入れる）		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 <input type="checkbox"/> 補助建屋 <input type="checkbox"/> 渡り廊下（中央操作棟－ 2 号発回均質棟間） 検査対象（□内にレ点を入れる）		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
避雷設備が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	その他の加工施設 建物		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン濃縮建屋 <input type="checkbox"/> 1号発回均質棟 <input type="checkbox"/> 2号発回均質棟 <input type="checkbox"/> 2号カスケード棟 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 <input type="checkbox"/> Aウラン貯蔵庫 <input type="checkbox"/> Bウラン貯蔵庫 <input type="checkbox"/> ウラン貯蔵・廃棄物庫 検査対象（□内にレ点を入れる）		
判定基準	結果	検査方法	
防火帯の幅が 20m 以上であること。			
火災源と防護対象の建物との離隔距離が 35m 以上であること。			
備考： 立会検査で使用した検査用計器を別紙－ 2 7 に示す。 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する
適合性確認結果の検査

検査範囲	その他の加工施設 建物		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認
結果の検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象建物	その他の加工施設 建物 ウラン濃縮建屋 <input type="checkbox"/> 1号発回均質棟 <input type="checkbox"/> 2号発回均質棟 <input type="checkbox"/> 1号カスケード棟 <input type="checkbox"/> 2号カスケード棟 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 <input type="checkbox"/> Aウラン貯蔵庫 <input type="checkbox"/> Bウラン貯蔵庫 <input type="checkbox"/> ウラン貯蔵・廃棄物庫 <input type="checkbox"/> 搬出入棟 <input type="checkbox"/> Aウラン濃縮廃棄物建屋 <input type="checkbox"/> 使用済遠心機保管建屋 <input type="checkbox"/> 渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間） <input type="checkbox"/> 渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間） <input type="checkbox"/> 渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間） 検査対象（□内にレ点を入れる）	
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項） ・閉じ込めの機能（第12条） ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） ・安全避難通路等（第19条）		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 8 に示す。		

使用計測器一覧表

検査年月日：_____年_____月_____日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考